

新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種支援制度

個人編①

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	
個人が申請	生活支援	貸付	緊急小口資金	貸付上限：10万円 (特例の場合20万円) 返済据置：1年以内 償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	鏡石町社会福祉協議会 Tel.62-6428
		貸付	総合支援資金	貸付上限：複数 月20万円 単身 月15万円 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年以内 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により収入が減少して生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
		貸付	母子父子寡婦福祉貸付	貸付限度額：月額105,000円 利子：無利子	母子(父子)福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子(男子) ・20歳未満の父母のいない児童 ・配偶者のいない女子(男子)が扶養している児童 ・母子家庭で子どもが成人した母親	福祉こども課 Tel.62-2210
		給付	住居確保給付金	給付額：33,000円~43,000円 ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職や収入の減少により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	生活自立サポートセンター 県中事務所 Tel.94-7800
		給付	特別定額給付金	給付額：全国すべての国民 1人につき一律10万円	①令和2年4月27日時点で鏡石町に住民票がある者 ②郵送申請方式⇒令和2年5月15日に申請書を郵送 ③オンライン申請方式⇒令和2年5月1日受付開始	総務課 Tel.62-2117
		料金	上下水道使用料等の支払猶予、分割納付	猶予期間：4ヶ月(最長) ※分割納付等の相談に応じる	①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、支払が困難であること 個人及び法人など感染症の影響により離職している方	上下水道課 Tel.62-2119・2348
		支援	プレミアム商品券発行事業	※地域振興対策(案) *飲食店店舗専用商品券発行 *一般店舗専用商品券発行	①令和2年4月1日時点で鏡石町に住民票がある者 ②販売時期：不要不急の外出自粛等の要請解除など小康期以降に実施 ※【注意】支援内容については今後調整、変更の場合あり	産業課 Tel.62-2118
		支援	駅前駐車場利用促進事業	緊急事態宣言に伴う令和2年4月17日~5月31日までの45日間を次回更新時に延長する。	①駅前駐車場定期利用者	総務課 Tel.62-2117
申請不要・生活支援	給付	子育て世帯へ臨時特別給付金	給付額：児童1人につき1万円	①令和2年3月31日時点での居住地 ②令和2年4月分(3月分含む)の児童手当受給者 ③所得限度額以上に該当する特例給付でない受給者 ④5月下旬に案内送付(公務員は申請が必要です)	福祉こども課 Tel.62-2210	
	配付	妊婦に対する不織布マスクの配布	不織布マスクの配布 配布数：1人につき50枚	①現在妊娠中の方及び令和2年度に母子健康手帳を交付する方	健康環境課 Tel.62-2115	
個人が申請	休業補償	助成	学校等休業助成金 (フリーランス向け)	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター Tel.0120-60-3999

個人編②

支援策

主な概要

主な条件等

相談窓口

個人が申請

税制措置等

税制	地方税の徴収猶予 「特例制度」	猶予期間：1年間 ①個人町県民税②法人町民税 ③固定資産税④国民健康保険税 ⑤軽自動車税	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し又は納入を行うことが困難であること
貸付	住宅ローン控除の弾力化	住宅ローンを借りて新築・購入した住宅に期限までに入居できなかった場合にも適用を広げる	①住宅ローンを借りて住宅を新築、購入、増改築すること ②新築の場合令和2年9月末、その他の場合令和2年11月までに契約を行っていること ③令和3年12月末までに入居していること
税制	国民健康保険税減免	※減免割合を乗じて得た額の減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 *事業収入等の減少額が前年3/10以上 *前年の所得が1,000万円以下 *減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下
税制	後期高齢者医療保険料減免	※減免割合を乗じて得た額の減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 *事業収入等の減少額が前年3/10以上 *前年の所得が1,000万円以下 *減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下
税制	国民年金保険料免除等	※所得の見込みにより ①全額免除②一部免除 ③納付猶予④学生納付特例	※新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少、相当程度の所得低下が見込まれる者 適用期間：当面、令和2年2月～6月
税制	介護保険料減免	※減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①その属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する第一号被保険者 *事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の3/10以上 *減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下
助成	国民健康保険の傷病手当金支給	※助成金 直近の3月間給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数	①国民健康保険被保険者で被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 ②労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
助成	後期高齢者医療保険の傷病手当金支給	※助成金 直近の3月間給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数	①後期高齢者医療被保険者で被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 ②労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

税務町民課 Tel62-2114
須賀川税務署 Tel75-2194 税務町民課 Tel62-2114
税務町民課 Tel62-2114
税務町民課 Tel62-2112
税務町民課 Tel62-2112
福祉こども課 Tel62-2210
税務町民課 Tel62-2112
税務町民課 Tel62-2112

個人が申請

支援措置

助成	就学援助制度 (現行制度の適用)	学用品や学校給食費と就学に必要な費用の一部を補助	町民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税等免除を受けた方で、小中学校の児童生徒を就学させることが経済的な理由で困難となった保護者
支援	育英資金貸与資金の返済猶予	猶予期間：1年間（最長）	①新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が減少し、貸与資金の返還が困難と認められる場合 ②育英資金の貸与を受けた奨学生
支援	内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等	個別求人開拓等支援及び求職者支援・相談	①新卒就職の内定取り消しとなった学生 ②非正規雇用で働いていた者 ③生活困窮状態に陥る可能性のある者等

教育課 Tel62-3459
教育課 Tel62-3459
福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 Tel 024-534-0466